本号で公布された法令のあらまし

◇**脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第二七一号）（国土交通省）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年九月一日とすることとした。

◇**独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部を改正する政令**（政令第二七二号）（国土交通省）

一　独立行政法人住宅金融支援機構が委託することができる業務の範囲に、住宅のエネルギー消費性能の向上を主たる目的とする住宅の改良に必要な資金の貸付けに関する業務を追加することとした。（第七条第一項第一号ハ関係）

二　この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行することとした。

◇**自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第二七三号）（国土交通省）

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第六五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年九月一日とすることとした。

◇**航空法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第二七四号）（国土交通省）

航空法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六二号）の施行期日は令和四年一二月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年九月一日とすることとした。

◇**空港法施行令の一部を改正する政令**（政令第二七五号）（国土交通省）

1　航空法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六二号）の施行に伴い、空港法施行令（昭和三一年政令第二三二号）について所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、航空法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年一二月一日）から施行することとした。

◇**全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部を改正する政令**（政令第二七六号）（厚生労働省）

1　全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、高額療養費算定基準額に係る経過措置の規定の整備等を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年八月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百七十一号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年九月一日とする。

財務大臣　鈴木　俊一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年八月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百七十二号

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号ハ中「第九号」を「第十号」に改め、同号ニ中「第十三条第一項第十一号」を「第十三条第一項第十一号」に改める。

附　則

この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄